

## 5. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座となっています。)へ振込みます。

市から児童手当を受け取っていない公務員の方等は下記に記載の上、届<u>け出をお願いします。</u>

※振込先金融機関確認書類を下記貼付欄に添付してください。

農協

」 申請者名義の口座を記入し、

【受取口座記入欄】 以下の貼付欄に指定した口座の確認書類 を貼り付けてください。 金融機関名 支 店 名 分類 ゴテンバ タロウ 銀行  $\Delta\Delta$ 御殿場 支店 普通 金庫 0 0 1 2 3 4 5 出張所 御殿場 太郎

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

店番号 1 2 3

## 誓約・同意事項】

金融機関番号 0 1 2 3

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合は支給済の給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯等臨時特別支援事業の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや 必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・ 請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯等臨時特別 支援事業の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの給付金を返還します。

申請者名義の振込先口座が分かる 通帳 または キャッシュカードのコピー を のり等で貼り付けてください。

## 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し